

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）等の一部改正に伴い手数料の追加等を行うとともに、令和 2 年 7 月の第 3 期リニューアルオープンに併せて琵琶湖博物館の観覧料を見直すため、滋賀県使用料および手数料条例（昭和 24 年滋賀県条例第 18 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 食品等の製造等を行う工程に関する証明書の交付の手数料を新たに設けることとします。（第 2 条関係）

○食品衛生法改正により、HACCP 管理を含む高度な衛生管理が義務化。

→法に定める「高度な衛生管理の基準」に適合していることの証明制度を創設（事業者の求めによる）

・適合証明 1 通につき 35,000 円

・その他（英文証明または、証明されたことの証明） 1 通につき 580 円

※なお、食の安全・安心推進条例による認証制度（セーフフードしが）は終了。

- (2) 琵琶湖博物館の常設展示観覧料および年間観覧料の額を改定することとします。（別表第 28 の 2 関係）

○リニューアル後に常設展観覧料を改定 個人（一般）：750円 → 800円

※他の料金区分もこれに準じて改定

- (3) 毒物及び劇物取締法第 4 条第 2 項の規定に基づく毒物または劇物の製造業または輸入業の登録の申請に係る経由の手数料等を削除することとします。（別表第 44 関係）

○毒物・劇物の原体（非製剤化物）を扱う製造業・輸入業の登録等の事務が国から都道府県に移管

（「県を経由して国が登録」→「県が登録」に） ※製剤等は従来から県で登録

・登録経由手数料 20,700 円（廃止）→登録手数料で処理 27,900 円（既存）

・更新経由手数料 6,800 円（廃止）→更新手数料で処理 10,200 円（既存）

・変更経由手数料 3,200 円（廃止）→変更手数料で処理 5,100 円（既存）

※国では別途登録手数料を徴収していたため、全体としては安価となる。

(4) 高圧ガス保安法に基づく事務手数料に圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査等の手数料を新たに設けることとします。(別表第46関係)

○水素自動車燃料用として、これまでのFRP製の容器に加えて鋼製の容器が使用可能に
→容器検査の対象に圧縮水素自動車燃料装置用容器(鋼製の容器)を追加

(5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務手数料について、新たに創設された複数建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定等についての申請に対する審査の手数を新たに設けることとします。(別表第 69 関係)

○省エネ設備を有する建築物で計画の認定を受けたものに容積率の特例
→建築物省エネ法の改正により省エネ効果の及ぶ複数建築物に特例の対象を拡充
○計画の認定等の手数料の算定単位を変更 「1 申請あたり」→「建築物 1 棟あたり」

(6) その他

ア この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとします。ただし、(1)およびイは同年 6 月 1 日から施行することとし、(2)は公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。

イ 関係条例について必要な改正を行うこととします。

ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表

旧	新
第1条 省略 (使用料および手数料の額)	第1条 省略 (使用料および手数料の額)
第2条 前条の使用料および手数料ならびにその額は、次項に定めるもののほか、次のとおりとする。	第2条 前条の使用料および手数料ならびにその額は、次項に定めるもののほか、次のとおりとする。
(1)～(23) 省略	(1)～(23) 省略
	(23)の2 食品等の製造等を行う工程に関する証明書の交付の手数料
	食品等の製造等を行う工程が高度な衛生管理の基準に適合している旨の証明書
	1通につき 35,000円
	その他の証明書
	同 580円
(24)～(76) 省略	(24)～(76) 省略
2 省略	2 省略
第3条～第9条 省略	第3条～第9条 省略
付則 省略	付則 省略
別表第1～別表第28 省略	別表第1～別表第28 省略
別表第28の2	別表第28の2
琵琶湖博物館観覧料、特別観覧料および使用料	琵琶湖博物館観覧料、特別観覧料および使用料
1 観覧料	1 観覧料
(1) 常設展示	(1) 常設展示
区 分 金 額	区 分 金 額

個人	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者	1人1回につき <u>400</u>	円
	その他の者	同 <u>750</u>	
団体 (20人以上)	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者	同 <u>320</u>	
	その他の者	同 <u>600</u>	

(2) 省略

注 省略

2 年間観覧料

区 分		金 額	
常設展および企画展	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者	1人1年につき <u>800</u>	円
	その他の者	同 <u>1,500</u>	

3および4 省略

別表第29～別表第43の3 省略

別表第44

毒物及び劇物取締法に基づく事務手数料

区 分	金 額
-----	-----

個人	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者	1人1回につき <u>450</u>	円
	その他の者	同 <u>800</u>	
団体 (20人以上)	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者	同 <u>360</u>	
	その他の者	同 <u>640</u>	

(2) 省略

注 省略

2 年間観覧料

区 分		金 額	
常設展および企画展	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者	1人1年につき <u>900</u>	円
	その他の者	同 <u>1,600</u>	

3および4 省略

別表第29～別表第43の3 省略

別表第44

毒物及び劇物取締法に基づく事務手数料

区 分	金 額
-----	-----

(1) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下この表において「法」という。）第4条第2項の規定に基づく毒物または劇物の製造業または輸入業の登録（毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号。以下この表において「政令」という。）第36条の7第1項第1号に規定する登録に限る。（4）の項において同じ。）の申請に対する審査の手数料	円	1件につき 27,900
(2) 法第4条第2項の規定に基づく毒物または劇物の製造業または輸入業の登録（政令第36条の7第1項第1号に規定する登録を除く。（5）の項および（9）の項において同じ。）の申請に係る経由の手数料	同	20,700
(3) 法第4条第3項の規定に基づく毒物または劇物の販売業の登録の申請に対する審査の手数料	同	14,700
(4) 法第4条第4項の規定に基づく毒物または劇物の製造業または輸入業の登録の更新の申請に対する審査の手数料	同	10,200
(5) 法第4条第4項の規定に基づく毒物または劇物の製造業または輸入業の登録の更新の申請に係る経由の手数料	同	6,800
(6) 法第4条第4項の規定に基づく毒物または劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査の手数料	同	6,400

(1) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下この表において「法」という。）第4条第2項の規定に基づく毒物または劇物の製造業または輸入業の登録の申請に対する審査の手数料	円	1件につき 27,900
(削除)		
(2) 法第4条第2項の規定に基づく毒物または劇物の販売業の登録の申請に対する審査の手数料	同	14,700
(3) 法第4条第3項の規定に基づく毒物または劇物の製造業または輸入業の登録の更新の申請に対する審査の手数料	同	10,200
(削除)		
(4) 法第4条第3項の規定に基づく毒物または劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査の手数料	同	6,400

(7) 法第9条第1項の規定に基づく毒物または劇物の製造業または輸入業の登録の変更（政令第36条の7第1項第3号に規定する登録の変更に限る。）の申請に対する審査の手数料	同	5,100
(8) 法第9条第2項において準用する法第4条第2項の規定に基づく毒物または劇物の製造業または輸入業の登録の変更の申請に係る経由の手数料	同	3,200
(9) 政令第35条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく毒物または劇物の販売業または製造業もしくは輸入業の登録票の書換え交付の手数料	同	2,400
(10) 政令第36条第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく毒物または劇物の販売業または製造業もしくは輸入業の登録票の再交付の手数料	同	3,600

別表第45 省略

別表第46

高圧ガス保安法に基づく事務手数料

区	分	金	額
(1)～(15)	省略		
(16)	政令第18条第2項第3号の規定に基づく法		

(5) 法第9条第1項の規定に基づく毒物または劇物の製造業または輸入業の登録の変更の申請に対する審査の手数料	同	5,100
(削除)		
(6) 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号。以下この表において「政令」という。）第35条第2項の規定に基づく毒物または劇物の販売業または製造業もしくは輸入業の登録票の書換え交付の手数料	同	2,400
(7) 政令第36条第2項の規定に基づく毒物または劇物の販売業または製造業もしくは輸入業の登録票の再交付の手数料	同	3,600

別表第45 省略

別表第46

高圧ガス保安法に基づく事務手数料

区	分	金	額
(1)～(15)	省略		
(16)	政令第18条第2項第3号の規定に基づく法		

第44条第1項に規定する容器検査または政令第18条第2項第4号の規定に基づく法第49条第1項に規定する容器再検査の手数料

ア 省略

イ 繊維強化プラスチック複合容器または圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（アに規定する容器を除く。）に係る容器検査または容器再検査

（ア）～（オ） 省略

ウおよびエ 省略

（17）～（19） 省略

注 省略

別表第47～別表第68 省略

別表第69

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務手数料

第44条第1項に規定する容器検査または政令第18条第2項第4号の規定に基づく法第49条第1項に規定する容器再検査の手数料

ア 省略

イ 繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器または圧縮水素自動車燃料装置用容器（アに規定する容器を除く。）に係る容器検査または容器再検査

（ア）～（オ） 省略

ウおよびエ 省略

（17）～（19） 省略

注 省略

別表第47～別表第68 省略

別表第69

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1) 省略	
(2) 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（法第30条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料 ア <u>認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合</u> (ア)および(イ) 省略 イ <u>認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合</u> (ア)および(イ) 省略 ウ <u>認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものであるとき</u>	住宅の用途以外の用途に供する部分についてアに掲げる評価の方法の区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分についてイに掲げる建築物の区分に応じて定める金額を加

区 分	金 額
(1) 省略	
(2) 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（法第30条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料 ア <u>法第29条第3項に規定する申請建築物（以下この表において「申請建築物」という。）または同項に規定する他の建築物（以下この表において「他の建築物」という。）の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合</u> (ア)および(イ) 省略 イ <u>申請建築物または他の建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合</u> (ア)および(イ) 省略 ウ <u>申請建築物または他の建築物の一部が住宅の用途に供するものであるとき</u>	住宅の用途以外の用途に供する部分についてアに掲げる評価の方法の区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分についてイに掲げる建築物の区分に応じて定める金額を加

	算した金額		算した金額
(3) 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（法第30条第2項の規定による申出がある場合に限る。）に対する審査の手数料	(2)の項の規定により算定して得られる額に、当該認定の申請について法第30条第2項の規定による申出がなかったとしたならば、当該 <u>認定の申請に係る建築物</u> について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる額を加算した金額	(3) 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（法第30条第2項の規定による申出がある場合に限る。）に対する審査の手数料	(2)の項の規定により算定して得られる額に、当該認定の申請について法第30条第2項の規定による申出がなかったとしたならば、当該 <u>申請建築物</u> について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる額を加算した金額
(4) 省略		(4) 省略	
(5) 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する法第30条第2	(4)の項の規定により算定して得られる額に、当該認定の申請について	(5) 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する法第30条第2	(4)の項の規定により算定して得られる額に、当該認定の申請について

項の規定による申出がある場合に限る。) に対する審査の手数料

法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出がなかつたとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる額を加算した金額

(6)～(8) 省略

注1～8 省略

9 この表の金額の欄に掲げる金額は、1件についての金額とする。

以下省略

項の規定による申出がある場合に限る。) に対する審査の手数料

法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出がなかつたとしたならば、当該申請建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる額を加算した金額

(6)～(8) 省略

注1～8 省略

9 この表の金額の欄に掲げる金額は、(2)の項から(5)の項までに係るものについては一の建築物についての金額とし、その他のものについては1件についての金額とする。

以下省略

滋賀県収入証紙条例新旧対照表（付則第2項関係）

旧	新
本則および付則 省略 別表（第2条関係） (1) 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）第2条第1項第4号、第5号（高等学校の入学考査手数料に限る。）、第6号、第11号、第12号から第13号の3まで、第15号の2から第18号まで、第20号から第22号まで、<u>第24号</u>から第27号まで、第29号から第31号まで、第35号から第40号までおよび第57号（屋外広告物講習受講料を除く。）ならびに同条第2項第1号、第3号（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の手数料に限る。）、第4号から第18号まで、第20号、第22号から第24号まで、第26号から第29号まで、第30号（家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第5条の規定に基づく種畜証明書の手数料および同令第6条第1項の規定に基づく種畜証明書の再交付の手数料に限る。）、第32号から第34号の2まで、第36号から第43号まで、第44号（と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条第1項から第4項までの規定に基づく獣畜のとさつまたは解体の検査の手数料に限る。）、第45号から第51号まで、第53号、第55号から第58号まで、第60号、第62号から第68号まで、第70号、第71号、第71号の2（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第1項の規定に基づく犬または猫の引取りの手数料を除く。）、第72号から第76号まで、第79号から第83号まで、第84号から第86号まで、第88号および第89号に規定する手数料 (2)および(3) 省略	本則および付則 省略 別表（第2条関係） (1) 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）第2条第1項第4号、第5号（高等学校の入学考査手数料に限る。）、第6号、第11号、第12号から第13号の3まで、第15号の2から第18号まで、第20号から第22号まで、<u>第23号の2</u>から第27号まで、第29号から第31号まで、第35号から第40号までおよび第57号（屋外広告物講習受講料を除く。）ならびに同条第2項第1号、第3号（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の手数料に限る。）、第4号から第18号まで、第20号、第22号から第24号まで、第26号から第29号まで、第30号（家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第5条の規定に基づく種畜証明書の手数料および同令第6条第1項の規定に基づく種畜証明書の再交付の手数料に限る。）、第32号から第34号の2まで、第36号から第43号まで、第44号（と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条第1項から第4項までの規定に基づく獣畜のとさつまたは解体の検査の手数料に限る。）、第45号から第51号まで、第53号、第55号から第58号まで、第60号、第62号から第68号まで、第70号、第71号、第71号の2（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第1項の規定に基づく犬または猫の引取りの手数料を除く。）、第72号から第76号まで、第79号から第83号まで、第84号から第86号まで、第88号および第89号に規定する手数料 (2)および(3) 省略